

## 網走市市税等収納代行業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、市民等の利便性向上を図るため、市道民税（普通徴収・森林環境税含む）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）（以下「市税等」という。）のコンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という）及びスマートフォン等のアプリを使用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）における収納代行業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、適切な事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業 務 名 網走市市税等収納代行業務
- (2) 業務内容 「網走市市税等収納代行業務委託に関する仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 ①稼働準備期間  
契約締結日から令和8年3月31日まで  
②収納事務実施期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。期間満了日の3か月前までに、委託者または受託者から書面による契約解除の申し出がない場合、委託期間は1年間自動更新され、以降も同様とします。
- (4) 担当部署 企画総務部税務課納税係  
〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地  
電 話 0152-67-5410（直通）  
FAX 0152-43-8451  
E-mail：ZUSR-KS-ZEIMU-NOZEI@city.abashiri.hokkaido.jp

### 3 実施の公表

- (1) 公表方法 網走市役所掲示場及び網走市公式ウェブサイト  
(<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>) への掲載による。
- (2) 公表年月日 令和7年6月3日（火）

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (3) 業務運営に関し、法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合は、これらを受けている者。
- (4) 公募日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、網走市物品の調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（それぞれ、手続開始の決定を受けている者を除く）。
- (6) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員等または同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有すること。
- (8) 個人情報保護のために必要な措置（ISO27001 やプライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じている者。
- (9) 市税等の収納サービスを既に実施しており、コンビニ収納及びキャッシュレス決済による収納業務について相当の知識及び経験を有する者。
- (10) コンビニ収納について、セブンイレブン、ローソン、セイコーマートを含む3社以上と提携しており、かつ、キャッシュレス決済においては、スマホアプリ収納提供会社と提携し、取扱いが可能である者。

## 5 スケジュール

受託候補者の募集及び選定は、以下のスケジュールで行います。

(※状況により変更する場合があります。)

| 実 施 内 容                              | 実施期間又は期日              |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 実施に関する公告                             | 令和7年6月3日（火）           |
| 実施要領等に対する<br>質問受付期間                  | 令和7年6月3日（火）～ 6月13日（金） |
| 上記に対する質問回答日                          | 令和7年6月19日（木）          |
| 参加表明書の提出期限                           | 令和7年6月19日（木）          |
| 参加資格要件確認結果通知<br>（企画提案書の提出要請）         | 令和7年6月30日（月）          |
| 企画提案書の提出期限                           | 令和7年7月7日（月）           |
| 審査及び決定                               | 令和7年7月22日（火）          |
| 企画提案書の審査結果通知<br>（受託候補者の決定）           | 令和7年7月23日（水）          |
| 契約締結<br>（受託候補者との協議、見積書<br>徴取による随意契約） | 令和7年7月下旬              |

## 6 公募型プロポーザル方式の中止等について

- (1) 緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められる場合は、停止、中止、または取り消すことがあります。
- (2) 中止等のお知らせは、網走市公式ウェブサイトに掲載します。
- (3) 上記の場合においても、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

## 7 参加表明書の提出等

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出してください。期限までに提出しない者、または参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できません。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 事業者概要（任意様式）
- ③ 自治体契約実績が分かる資料（過去5年間の間で実施したものに限る）
- ④ 直近3ヶ年の決算書類
- ⑤ 本店所在地の市町村税（特別区の場合は都税）に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑥ 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書  
（本店所在地の管轄の税務署が発行する「納税証明書その3の3様式（法人）又はその3の2様式（個人）」＜提出日前3か月以内に発行されたもの＞
- ⑦ 履歴事項全部証明書（任意団体の場合は定款とする）＜提出日前3か月以内に発行されたもの＞

※上記⑤、⑥、⑦については、網走市物品等競争入札参加資格者名簿に登載のある者は、提出を省略できます。

### (2) 参加表明書等の提出方法

- ① 提出期限 令和7年6月19日（木）午後5時 必着
- ② 提出方法 郵送（書留郵便等、到達が確認できる方法とし、期限内必着）または持参（やむを得ない場合に限る）。
- ③ 提出先 2の（4）に同じ

## 8 参加資格要件確認結果の通知

提出された参加表明書等の内容を確認し、参加資格の有無を令和7年6月30日（月）までに電子メールで通知します。

- (1) 参加資格ありと認めた者には、その旨と企画提案書の提出を要請する旨を通知します。
- (2) 参加資格なしと認めた者には、その旨と理由、理由説明の申し出期限及び方法等を通知します。

## 9 質問及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問は、令和7年6月3日（火）から6月13日（金）午後5時までに、質問書（様式第2号）を電子メールで担当部署に提出し、かつ電話で提出した旨を連絡してください（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）。回答は、令和7年6月19日（木）までに質問者へ電子メールで通知するほか、網走市公式ウェブサイトにも掲載します。質問者の事業所名や氏名は公表せず、回答内容は実施要領の追加または修正として扱います。

## 10 審査方法及び提出書類

### (1) 審査方法

網走市市税等コンビニエンスストア収納代行業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出した者の中から、提案内容を総合的に勘案し、別紙の「市税等収納代行業務事業者選定公募型プロポーザル評価基準表」に基づき評価（点数化）を行い、合計点が最も高い者を特定します。審査過程で、市から書類の内容について照会することがあります。

最高評価点が2者以上ある場合は、以下の順で比較し、順位を決定します。

- ① 費用に関する項目の各委員の評価点の合計
- ② 運用に関する項目の各委員の評価点の合計
- ③ 業務体制に関する項目の各委員の評価点の合計

本プロポーザルでは、プレゼンテーション等は行わず、書類審査のみとします。

### (2) 審査項目及び審査基準

企画提案書に基づき、別紙の「市税等収納代行業務事業者選定公募型プロポーザル評価基準表」に従い、以下の項目を審査します。

| No | 評価項目       | 評価内容                                                                                                       |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 提案者に関すること  | ・自治体取扱実績                                                                                                   |
| 2  | 運用に関すること   | ・提携コンビニエンスストアチェーンの種類<br>・提携スマホアプリの種類<br>・収納データの伝送方式<br>・収納データ提供スケジュール<br>・収納金入金スケジュール<br>・収納データ取得方法、取得可能期間 |
| 3  | 業務体制に関すること | ・協力、支援体制<br>・緊急時の対応                                                                                        |
| 4  | 安全管理に関すること | ・収納金の保護対策                                                                                                  |
| 5  | 個人情報に関すること | ・個人情報保護に関すること<br>・セキュリティの業務体制に関すること                                                                        |
| 6  | その他に関すること  | ・特にアピールできる事項                                                                                               |
| 7  | 費用に関すること   | ・初期導入費用、月額基本手数料、収納（確報データに基づく）1件あたりの手数料に関すること                                                               |

(3) 審査結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を選定した結果は、速やかに参加者全員に電子メールで以下の事項を通知します。審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けません。

- ① 最優秀提案者及び優秀提案者
- ② 評価点数（合計点のみ）
- ③ 最優秀提案者には、今後の契約手続きについて

(4) 審査結果の公表

受託候補者等の選定結果は、網走市役所掲示場及び網走市公式ウェブサイトで以下の事項を公表します。

- ① 受託候補者等  
(受託候補者及び次点者のみ公表し、その他の参加者名は公表しません。)
- ② 評価点数（合計点のみ）
- ③ 受託候補者の特定理由

(5) その他

審査委員会の議事録及び各審査委員の採点結果は公表しません。

(6) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式第3号）
- ② 企画提案書（任意様式）  
提案項目及び内容は以下のとおり。

| No | 提案項目 | 提案内容                                                                                               |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 受託実績 | ・市税等のコンビニ及びスマホアプリ収納業務受託実績                                                                          |
| 2  | 運用   | ・提携コンビニ及び提携スマホアプリの種類<br>・収納データ転送に係る通信方法<br>・収納スケジュール（速報、確報、入金日スケジュール）<br>・収納データの取得方法及び保有期間         |
| 3  | 業務体制 | ・収納業務への取組方針及び執行体制<br>・導入に係る支援体制、導入後におけるサポート体制<br>・通常及び緊急時の連絡体制等                                    |
| 4  | 安全管理 | ・収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保障のための保険加入状況、その他保証対策）<br>・コンビニ本部における収納金の保護対策（収納金の管理状況、公金保障のための保険加入状況、その他保証対策） |
| 5  | 個人情報 | ・個人情報セキュリティ対策（取組状況等）<br>・コンビニ本部の個人情報保護、セキュリティ対策（取組状況等）                                             |
| 6  | その他  | ・その他、特にアピールできる事項                                                                                   |

③ 見積書

見積書には、以下の3つの費用を税抜きでご記載ください。

- ・初期導入費用（契約事務手数料及びデータ伝送に係る登録料）
- ・月額基本料
- ・収納1件あたりの手数料

(7) 提出部数 正本1部、副本8部、企画提案書データCD1部

(8) 提出期限 令和7年7月7日（月）午後5時 必着

- (9) 提出方法 担当窓口まで持参、または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）にてご提出ください。郵送の場合も、提出期限必着とします。
- (10) 提出先 2の(4)に同じ
- (11) 作成上の注意事項
- ①提出書類は全て紙媒体とし、用紙サイズはA4判とします。ただし、企画提案書内の図面等で必要な場合は、A3判（片袖折り）の使用を認めます。
  - ②企画提案内容を補完するため、画像やイラスト等の使用、およびカラー印刷も可能です。
  - ③使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、企画提案書にはページ番号を付記してください。
  - ④提出後の記載内容の変更および差し替えは一切できません

## 11 参加の辞退

参加表明書または企画提案書提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退される場合は、令和7年7月10日（木）までに、辞退届（様式第4号）を担当窓口まで持参、郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）、または電子メールにてご送付ください。電子メールの場合は、必ず電話にて到達確認をお願いします。

## 12 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

原則として、企画提案時に提出された見積書をもって随意契約とします。ただし、市と受託候補者で本業務について協議し、内容について合意に至った場合は、業務委託仕様書を再作成し、その仕様書に基づいた見積書を徴取した上で、随意契約の方法により契約を締結します。

なお、特別な理由がなく、企画提案時の見積額と比較して著しく異なるなど、不誠実な行為があった場合は失格とします。また、受託候補者が以下のいずれかに該当する場合には、次点者と協議し、協議が整った場合は、次点者と契約を締結します。

- ①交渉が不調となった場合。
- ②地方自治法施行例第167条の4に規定される者に該当した場合。
- ③その他の理由により契約締結に至らなかった場合

発注者（市）は、受託候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づいた見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結します。

### (2) 再委託等の禁止

- ①本委託業務の全部を一括して第三者に委託することはできません。
- ②本業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、事前に発注者の承諾を得る必要があります。

### (3) その他

委託契約の締結にあたっては、地方自治法や網走市契約に関する規則をはじめとする諸規定が適用されます。

## 13 その他（失格事項等）

### (1) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 提出期限までに企画提案書が提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

### (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本円とします。

### (3) 提出書類の作成、提出、およびヒアリング審査等への参加にかかる費用は、参加者の負担とします。

### (4) 提出された企画提案書等の著作権は、原則として参加者に帰属します。

### (5) 提出された書類等は返却しません。。

### (6) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的には使用しません。

- (7) 提出された書類は、プロポーザルの手続きおよびこれに関連する事務処理において必要がある場合は、複製することがあります。
- (8) 市は、参加者から提出された書類について、網走市情報公開条例（平成11年条例第29号）の規定に基づく請求があった場合、第三者に開示することがあります。